

第 4 8 号議案

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市印鑑条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 0 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例

亀岡市印鑑条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行すること。